

令和 6 年度

第 16 期第 37 回海区漁業調整委員会  
議事録

令和 6 年 5 月 21 日  
三重海区漁業調整委員会

日時 令和6年5月21日(火) 午前10時00分から 10時23分まで

場所 三重県労働者福祉会館 特別会議室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 2 議案2 宝石さんごの採捕に関する委員会指示について
- 3 その他  
(1) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 淩井利一 矢田和夫  
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男  
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長 小林智彦  
主幹 藤原正嗣  
主査 葛西 学

行政

三重県農林水産部水産資源管理課  
資源管理班  
主幹兼係長 中西健五  
技師 伊藤光毅

傍聴者

なし

計 20名

## ○小川会長

ただいまから第 16 期第 37 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、出席委員が 15 名全員出席ですので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として濱田委員と千田委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（藤原主幹）

資料 1 をご覧ください。

1 – 1 ページにありますように、令和 6 年 5 月 8 日付け農林水第 24-1015 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は、令和 6 管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量の設定についての諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

## ○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

## ○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

1 – 1 ページをご覧ください。今回の諮問内容は「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定」になります。

1 – 2 ページをご覧ください。漁業法第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの期間）におけるまさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたいと考えています。まさば及びごまさば太平洋系群の三重県漁獲可能量は 25,000 トンとなっています。その可能量の内訳について、中型まき網漁業は 23,820 トン、中型まき網漁業以外のその他漁業は現行水準としたいと考えています。

1 – 3 ページをご覧ください。今回の設定のポイントになります。今回の諮問は令和 6 年 7 月から管理期間が開始される令和 6 管理年度の、まさば及びごまさば太平洋系群について、国から配分量が示されたことに伴って、三重県内の知事管理漁獲可能量の配分を行うものです。

これまで、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚、大型魚）について知事管理漁獲可能量を既に設定しました。そのうち、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚、大型魚）については、数量で管理しています。なお、今回諮問したまさば及びごまさば太平洋系群についても、中型まき網漁業については数量管理を行う必

要があります。今回設定する、まさば及びごまさば太平洋系群をもって令和6管理年度で漁獲可能量の設定が必要なものはすべて終了します。まさば及びごまさばの配分は、直近3か年の漁獲実績に基づき、中型まき網漁業と定置網漁業他に配分しています。

1-4ページをご覧ください。このグラフは過去20年のさば類の漁獲量及び配分枠の推移を示しています。折れ線が漁獲枠の推移になり、棒グラフが中型まき網及び定置網他の漁獲量推移になります。漁獲量の減少と資源量の減少からTAC枠も減っている状況が認められます。今回は令和2年から令和4年の3か年の平均漁獲量をTAC枠の配分に関する根拠としました。中型まき網漁業の平均漁獲量の割合としては95%あり、定置他漁業は5%となっています。これを令和6管理年度三重県には25,000トンが割り当てられましたので、その割合を掛けました。計算したところ、中型まき網漁業のTAC枠は23,820トンになりました。そして中型まき網漁業以外の定置他は「現行水準」としました。

1-5ページをご覧ください。令和6管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群のTACの設定及び配分で、国からどのような形で配分されているかがわかる図になっています。今回、まさば及びごまさば太平洋系群については、日本全体で353,000トンのTAC枠が設けられました。このうち、大臣管理分を最初に取り分け、その後、知事管理分、留保としてTAC全体枠の20%を取り分ける流れになっています。知事管理分は、北海道、岩手県、三重県、和歌山県、宮崎県へ振り分けられ、三重県に割り当てられたのが25,000トンです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○田邊委員

諮問案は、予め中型まき網漁業者には説明しているのですか。まだ全然知らない状態ですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

この内容については個々のまき網漁業者ではなく、三重県まき網連合会の担当者に確認しています。ただ常に毎月TAC報告を入手しているので、漁獲量が積み上がりTACが厳しくなっていることについて漁協のTAC担当者とは日頃から情報交換しています。

○矢田委員

添付資料で三重県の過去の漁獲量実績はわかるが、全国でどれくらいの漁獲量で推移しているかも把握すべき。全国的に漁獲が下がっていればともかく、他県で獲れる場合もある。令和2年はさば類が三重県のまき網で3万トン獲れたので、もし来年度急に獲れだしたら、その時対応に苦慮するのでは。まき網も急に漁があった時に獲ることができなければ、困るのではと思う。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

TACを設定するにあたり、どれ位獲ることができるかを水産教育・研究機構が資源評価しています。その資源評価の結果に基づきTACの配分が決められますが、まさば及びごまさばとも資源評価は非常に厳しい状態になっています。まさば及びごまさばの資源状況がどのような状況かは親魚量の多い・少ない、漁獲圧の大きい・小さいで簡易に評価できます。漁獲圧が高くて資源量となる親の数が少ないと「レッドゾーン」に位置します。一方、漁獲圧が低くて資源量が多い場合には「グリーンゾーン」で安全域に達しているということですが、実はまさば資源に関しては、これまで「レッドゾーン」だったのが2020年、2022年漁期はわずかに回復し、「イエローゾーン」に差し掛かったという状況になっています。一方、ごまさばは、「レッドゾーン」に入っており全国的にみても、非常に厳しい状況は続いている。まさばについては以前は資源が回復する評価がなされていましたが、0歳1歳魚になる資源が突如なくなってしまったことで下方修正がなされました。資源動向が大きく変わった時にTAC枠がなくなってしまう不安があるかもしれません、その場合には追加配分という措置があります。この他、さば類が獲れている県は、獲れていない県からTAC枠を譲ってもらう融通という措置もあります。今回三重県のTAC枠は少ないですが、資源動向が変わって急激に増えた場合には追加枠の要望や他県からの融通措置を通して、漁業者が獲れるのに獲れないような状況を作らないようにしていきたいと考えています。

○濱田委員

さば類の資源が減った原因は、海の環境なのかそれとも獲りすぎなのか、どういった原因が考えられるか教えてください。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

水産教育・研究機構の説明では、黒潮の沿岸域への接岸が継続しており、これが大きな影響を及ぼしているということでした。「これまでに経験したことがない状況が続いている」という表現でした。長期間の黒潮大蛇行というこれまでに経験したことのない環境の変化がまいわしやさば類の資源に大きな影響を与えていると想っているようです。水産教育・研究機構は産卵海域である伊豆諸島とか房総沖での産卵量を調査していますが、もう少し北の海域で産んでいるのではという意見もありましたので、調査海域を拡大する等して、正しい資源評価ができるように努力しています。

○濱田委員

黒潮の流れが変わったらまた、復活する可能性はあるのですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

可能性はあります。

○小川会長

他にご意見はございませんか。

それでは、意見がないようですので、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料2をご覧ください。2-1ページが委員会指示の改正案、2-2ページが現行の指示となっています。今回の変更箇所は告示番号、告示日、有効期間です。内容についての変更はありません。告示番号は第3号、告示日は6月7日を予定しています。

有効期間は令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間としています。

2-3ページと2-4ページをご覧ください。事務取扱要領について2-3ページが変更案、2-4ページが現行の要領です。こちらは制定年月日と有効期間のみ変更となります。様式についての変更はありません。

なお、宝石さんご採捕については平成27年から今日まで承認申請、承認実績はありません。

ご審議をよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○秋山委員

これまで三重県内の宝石さんごの採捕申請はあったのかということと近年密漁はもう行われてないのかということ。県内で昔はさんご産業のようなものがあったのかということを教えていただきたい。

○事務局（藤原主幹）

これまで宝石さんごの採捕申請はありません。採捕者は試験研究のみととなっているので、一般人が獲ることはできません。明治時代の文献になりますが、紀伊長島地先の水深が深いところでさんごが生息していたという調査事例はあるようですが、採捕量等の詳しい数字は残っていません。また、密漁については、取締等で密漁船が捕まつたという事例は聞いていません。

○小川会長

ほかにご意見はありませんか。

意見がないようですので、議案2については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

異議がないようですので、議案2については事務局原案どおり発動することとします。

その他「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

候補日は6月25日10時から場所は勤労者福祉会館地階特別会議室です。

○小川会長

では6月25日ということで決定させていただきます。

これで委員会を閉会します。

ありがとうございました。